

上 申 書

平成26年（2014年）12月22日

最高検察庁

検事総長 大野恒太郎殿

東京地方検察庁

検事正 青沼 隆之殿

告訴・告発人代理人

弁護士 河合 弘之

弁護士 保田 行雄

弁護士 海渡 雄一

目次

第1	本上申書の目的	1
第2	本件の重要プロット（あらすじ）	2
第3	被疑者らの自白が得られなくとも，起訴をためらうべきではない	7
第4	東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である	8

第1 本上申書の目的

12月12日には面談の機会を作ってください、ありがとうございます。担当検察官におかれては、捜査期限に向けて、鋭意追加捜査を積み重ねておられるものと推察いたします。

添田孝史氏の『原発と大津波 警告を葬った人々』における調査によって本件に関連する極めて重要な証拠が明らかとなりました。12月9日に提出しました上申書などによって本件の重要なプロットが明らかになり、

これまでわかっていた経過と総合すると、まさしく具体的な危険性を認識しながら、対策コストを考慮して対策を先延ばしにしていた構図が明らかになりました。本書面において、本件捜査の焦点として詰めるべき論点を明確化して提示しますので、起訴相当とされた3名について、確実に検察による公訴提起を求めるものです。

第2 本件の重要プロット（あらすじ）

本件について、次のプロットが明らかになっている。

1 7省庁指示は阪神淡路大震災を教訓に生まれた

推本の想定以前の平成9年（1997年）に7つの省庁が共同で作成した津波防災の手引きにおいて、福島沖でも津波地震を想定するべきことが示されていたこと。これまで、平成14年（2002年）7月、政府の地震調査研究推進本部（推本）は、福島第一原発の沖合を含む日本海溝沿いでマグニチュード8クラスの津波地震が30年以内に20%程度の確率で発生すると予測したことに基づく対策の要否が議論されてきたが、さらに5年も前に政府機関からこのような指示がなされていたことは驚きである。

この手引きは平成7年（1995年）の阪神淡路大震災の2年後に出されており、地震津波災害の再発を防止したいという、専門家の努力が結実したものであった。ところが、この手引きがきちんとした扱いを受けなかったのはなぜなのか、掘り下げて捜査して欲しい。

2 福島第一原発は全国一津波には脆弱であった

平成12年（2000年）の電事連の解析により、福島第一原発は想定のみか1.2倍の津波で原子炉冷却に影響があることがわかっていたこと。福島第一原発が、最も津波対策を急がなければならない原発であったことは、電力関係者の共通認識であったことがわかった。

3 保安院はスマトラ島沖地震を受けて一度は津波対策の徹底を決意した

保安院は平成16年(2004年)のスマトラ大地震を受けた検討の過程で、平成18年(2006年)には津波対策について、対策を立てないと「『不作為』を問われる可能性がある」とし、全原発についてきちんとした対策をとる方針であったことがわかる。

4 電事連は強く抵抗

それに対して、東電を含む電事連は強く抵抗し、自らの配下にあるといえる土木学会を動員して、このような保安院の方針を骨抜きにしようとしていた。土木学会の実態はその組織構成からも、電力の統制下にあったことも明確となっている。

5 耐震バックチェックはいつまで経っても終わらず

平成18年(2006年)9月には、原子力安全委員会が耐震設計審査指針を改定し、津波については極めてまれではあるが発生する可能性があるとして想定することが適切な津波によっても、安全性が確保できることが求められることとなった。しかし、このバックチェックは審査期間中も対策を講じないで運転が続けられるというきわめて安全上ルーズな位置づけで実施されていた。

しかし、平成4年(1992年)の伊方最高裁判決によって、原発の安全審査に関する司法判断は最新の科学的な知見に基づいて実施することとされていたのであり、電力事業者も保安院も、対策を先延ばしにするのではなく、重大な科学的知見には直ちに対応して、対策を講ずることが求められていた。

平成19年(2007年)11月ころ、東京電力の土木調査グループに

において、耐震バックチェックの最終報告における津波評価につき、推本の長期評価の取扱いに関する検討を開始し、推本の長期評価を踏まえ、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに設定するなどして津波水位を試算したところ、平成20年（2008年）3月、福島第一原発の敷地南側においてO. P. + 15. 7 mとなる旨の結果を得た。しかし、この試算結果は平成23年（2011年）3月7日まで保安院には提出されなかった。このことは、当時の東電と保安院との津波審査全体をバックチェックの中で表に出さず、隠蔽していく共犯関係を前提とすると、異常さが際立つ対応である。つまり、東電・電事連はとことんまで保安院を籠絡しながら、最も重要なデータは見せないという対応を執っていたことになる。

被疑者武黒は、平成20年（2008年）2月の「中越沖地震対応打合せ」で、福島第一原子力発電所の想定津波高が上昇する旨の資料を確認するとともに、参加者から「14 m程度の津波が来る可能性あるという人もいる」という発言を受け、「女川や東海はどうなっている」という質問をしている。

平成20年（2008年）6月、土木調査グループから被疑者武藤栄らに対してO. P. + 15. 7 mの試算結果が報告された。被疑者武藤栄は、非常用海水ポンプが設置されている4 m盤への津波の遡上高を低減する方法、沖合防波堤設置のための許認可について、機器の対策の検討を指示した。

平成20年（2008年）7月、被疑者武藤栄から土木調査グループに対し、耐震バックチェックにおいては推本の見解を取り入れず、従来の土木学会の津波評価技術に基づいて実施し、推本の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、これらの方針について、津波評価部会の委員や保安院のワーキンググループ委員の理解を得ることなどを指示した。平成20年（2008年）には東電は福島沖でマグニチュード8の地震が

発生すれば、高さ15.7メートルの津波が福島第一原発を襲うことがわかっていた。

6 貞観の津波を考慮すれば、追加対策が必要となることは保安院と東電の共通了解であった

平成22年(2010年)3月24日午後8時6分に保安院の森山善範審議官が、原子力発電安全審査課長らに送ったメールでは、「1F3の耐震バックチェックでは、貞観の地震による津波評価が最大の不確定要素である」こと、貞観の地震については、「福島に対する影響は大きいと思われる。」こと、「福島は、敷地があまり高くなく、もともと津波に対しては注意が必要な地点だが、貞観の地震は敷地高を大きく超えるおそれがある。」「津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高く、また、結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。」「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」「というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何が起こるかわかりませんよ、という趣旨のことを伝えておきました」とされている。

7 なぜ耐震バックチェックの審議で津波の問題は強引に先送りされたのか

平成21年2009年の6月、7月の福島第一原発に関する耐震バックチェックで岡村行信委員が、産総研などの津波堆積物の調査結果を踏まえて、津波審査のやり直しを強く主張していた。しかし、保安院の名倉審査官が異常なほど冷淡に議論を切り捨てて問題を先送りしようとしていることに大きな違和感を感じてきた。

この部分を7月13日の議事録から引用してみる。

「岡村 実際問題として、この貞観の時期の地震動を幾ら研究したっ

て、私は、これ以上精度よく推定する方法はほとんどないと思うんですね。残っているのは津波堆積物ですから、津波の波源域をある程度拘束する情報はもう少し精度が上がるかもしれないですが、どのぐらいの地震動だったかというのは、古文書か何かが出てこないと推定しようがないとは思うんですね。そういう意味では、先延ばしにしても余り進歩はないのかとは思いますが。

○名倉安全審査官 今回、先ほど東京電力から紹介した資料にもありましたけれども、佐竹ほか（2008）の中で、当然、今後の津波堆積物の評価、それは三陸の方もありましたが、それから、多分、南の方も今後やられる必要があると思いますが、そういったものによって、位置的なものにつきましては大分動く可能性があるということもありますので、そこら辺の関係を議論するためのデータとして、今後得られる部分がいろいろありますので、そういった意味では、今、知見として調査している部分も含めた形でやられた方が信頼性としては上がると私は思っていますので、そういう意味では、その時々に応じた知見ということで、今後、適切な対応がなされる必要があると思います。その旨、評価書の方に記載させていただきたいと思います。」（議事録13頁）

森山審議官のメールは、このやりとりの8ヶ月後のものであるが、福島第一原発のバックチェックが容易に進まなかったのは津波対策による追加工事が必要になることがほぼ確実に予測され、そのことを東電がいやがったためであることがわかって、このやりとりの意味も明確になった。保安院は東電の虜となり、まさに共犯とも言うべき状況で、津波対策工事による出費で東電の赤字が膨らむのを防ぐために、バックチェックの先延ばしを進めていたのである。

「東電は、役員クラスも貞観の地震による津波は認識している。」とされているように、審議官クラスと東電役員の間で、津波対策のための追加対策はバックチェックを完了するには必須であるが、先延ばしとすること

が話し合われていたのである。この役員には間違いなく、武藤容疑者と武黒容疑者の二人は含まれているはずである。

この点については、森山審議官を調べて役員クラスとは誰かを明確にするべきである。そして、それを前提に武藤、武黒、勝俣容疑者を追加で取り調べて、容疑者らの認識を明確にしていきたい。

第3 被疑者らの自白が得られなくとも、起訴をためらうべきではない

吉田調書を除いて政府事故調による東電幹部に対する調書は公開されていない。検察による取調に対しても、被疑者らは不合理な弁解に終始し、当然知っているはずの事項についても知らぬ存ぜぬを決め込むような供述に終始している可能性がある。

しかし、検察は自白に依拠するのではなく、残されている客観的な資料にもとづいて当然東電の原子力担当役員として知っていなければならない事実は知っていたという前提で被疑者らを起訴できるはずである。

また、本書面で言及したような情報は原子力担当役員として当然知っていなければならないものであり、知らなかったという供述を前提としても、そのこと自体に過失責任が問えるのは当然である。

その理由は、以下のとおりである。

① 原子力発電は非常に危険を伴い、ひとたび事故を引き起こせば国もしくは一地方を壊滅させる恐れがあるのだから、かかる事業者の取締役らは、一定の科学的根拠がある警告的情報、特に国もしくはそれに準ずる機関や権威ある学者（以下、「国家機関等」という）が発する上記の各警告的情報に常に注意を払いそれを取得する業務上の注意義務を負っている。その注意義務を怠り、その結果上記情報を知らなかったために適切な結果回避措置（安全強化）をしなかった場合には結果回避義務違反として業務上過失の責任を問えるのである。

別言すれば、国家機関等の発する上記警告的情報を取得する義務を果た

せば重大事故の予見は可能だったのだから、業務上過失致死傷罪における予見可能性はあったのである。

② また、①とは別の法的構成も可能である。即ち、上記の国家機関等の発する情報が存在することを予見することは可能であった（予見可能性はあった）のに情報を取る作業をしなかったために重大事故という結果回避措置をしなかった。これで、業務上過失致死傷罪の構成要件（予見可能性、結果回避可能性）は充足している。

「私は上記の国家機関等の発する警告的情報を知りませんでした」のひとことで、被疑者らを免責することは検察の自殺行為である。

第4 東電の津波対策先送りこそが本件事故の決定的要因である

担当検察官の皆さんは添田氏の著書の内容を読まれてどのように感じられたであろうか。耐震バックチェックがいつまで経っても終わらなかった背景に、津波対策が不可避となっており、耐震バックチェックのオープンな会議を開けば、専門家から重大な疑問を提起されることがわかっていながら、問題を回避するために、問題の先延ばしを図っていたという事実は、衝撃的な事実である。

この平成21年（2009年）の岡村氏の問題提起がなされていた時には、東電は既に15.7メートルのシミュレーション結果を得ていた。しかし、審査する側の保安院はこのことを知らないのである。

この問題提起に対し、東京電力及び原子力安全・保安院は、津波の議論は先送りにするとして議論を打ち切り、何ら対応しなかったのである。この議論が行われた時点で、もし東京電力が正直に15.7メートルのシミュレーションを保安院に提出していれば、如何に腐敗した保安院でも、いったんは「『不作為』を問われる可能性がある」とまで言っていたのであるから、きちんとした津波対策が命じられていた可能性がある。そういう意味では、平成20年（2008年）のシミュレーション結果を保安院に

提出せず、土木学会に検討依頼という形で問題を棚上げした行為そのものが、本件事故の決定的な原因であることはもはや疑いようがない。このような者を免責するようなことがあれば、検察の威信は地に墜ちるであろう。

検察はためらってはならない。市民の支持を失ったら検察組織に未来はない。検察は、市民の良識の結晶と言うべき検察審査会の議決に基づき、福島第一原発事故の真実を明らかにし、各被疑者の刑事責任を明らかにするため、被疑者勝俣、武黒、武藤、小森について起訴をするべきである。

以上